

告 示

埼玉県告示第千二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

U N I C U S 川 越

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 騒音等の苦情が発生しないように適切な運営をすること。
- ・ 交通整理員を配置し、交通事故防止に十分配慮すること。
- ・ 夜間の子供の遊び場にならないよう、警備員による見回りや非行防止に繋がる店内放送の実施等を行うこと。
- ・ 仙波小学校、城南中学校、市立川越高等学校の通学路付近となるので、児童・生徒の登下校の安全に十分に留意すること。

二 縦覧期間

平成二十五年七月十九日から平成二十五年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター